

飯綱町人事行政の運営等の状況について【令和6年度】

人事行政の公平性・透明性の確保を目的とした「飯綱町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員数・給与・福利厚生・研修などの状況について公表します。

1 任免及び職員数の状況

I 正規職員の採用・退職の状況

R6. 4. 1現在	退職者	採用者数	R7. 4. 1現在
256 人	14 人	22 人	264 人

※「職員数」には派遣者などを含み、会計年度任用職員は除いています。

II 部門別職員数の状況

			職員数		対前年 増減数
			令和6年	令和7年	
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0
		総務	34	34	0
		税務	5	6	1
		民生	36	36	0
		衛生	9	10	1
		労働			0
		農林水産	14	12	▲ 2
		商工	2	2	0
		土木	9	12	3
		計	111	114	3
	教育部門		19	22	3
	消防部門				0
	小計		130	136	6
公営企業等 会計部門	病院		109	108	▲ 1
	水道		4	4	0
	下水道		2	2	0
	その他		11	14	3
	小計		126	128	2
	合計		256	264	8

職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣者・休職者等を含み、特別職(町長・副町長)、教育長及び非常勤職員を除く。

公営企業等会計部門 「その他」内訳	職員数		対前年 増減数
	令和6年	令和7年	
介護保険	2	3	1
国民健康保険	1	2	1
後期高齢・老健	1	2	1
訪問看護ステーション	7	7	0
小計	11	14	3

2 職員の給与の状況

I 人件費の状況（令和6年度決算）

	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B／A)
普 通 会 計	9, 024, 897千円	1, 440, 876千円	16. 0%

II 級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、本町の職員の級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

行政職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階				
		人	%	職名	人	人	%	段階		
1 級	主事及び主事補の職務	24	14. 7%	主事	23	91	55. 8%	係員級		
2 級	主任の職務	42	25. 8%	主事補	1					
3 級	主査の職務	25	15. 3%	主任	42					
4 級	1 係長及び室長の職務	54	33. 1%	主査	25	54	33. 1%	係長級		
	2 調整幹の職務			係長・室長	30					
	3 担当係長及び主幹の職務			調整幹	1					
5 級	1 課長補佐の職務	7	4. 3%	担当係長・主幹	23	7	4. 3%	課長補佐級		
	2 副参事の職務			課長補佐	6					
				副参事	1					
6 級	1 課長の職務	11	6. 7%			11	6. 7%	課長級		
	2 会計管理者の職務			課長	6					
	3 参事の職務			会計管理者	1					
				参事（教育次長）	1					
				参事（議会事務局長）	1					
				参事（病院事務長）	1					
			参事	1						
	合計	163	100. 0%							

医療職給料表（一）

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	医師及び歯科医師の職務	0	0. 0%	医師		0	0. 0%	－
				歯科医師				
2 級	1 診療部長の職務	5	71. 4%	診療部長	1	7	100%	－
	2 医長の職務			医長	4			
3 級	1 院長、名誉院長及び副院長の職務	1	14. 3%	院長				
				名誉院長				
	2 経験を必要とする業務を行う診療部長の職務			副院長				
				診療部長	1			
4 級	困難な業務を行う院長、名誉院長及び副院長の職務	1	14. 3%	院長	1			
				名誉院長				
				副院長				
	合計	7	100. 0%					

医療職給料表（二）

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階				
		人	%	職名	人	人	%	段階		
1 級	栄養管理、診療エックス線、診療放射線、臨床検査、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生（以下「栄養管理等」という。）の業務を行う職務		0.0%	技師		24	96.0%	－		
2 級	1 薬剤師の職務	3	12.0%	薬剤師	0					
	2 経験を必要とする栄養管理等の業務を行う職務			技師	3					
3 級	主任の職務	11	44.0%	主任技師	9					
				主任薬剤師	2					
4 級	1 係長及び室長の職務	8	32.0%	係長						
	2 主査の職務			室長	2					
				主査技師	6					
				主査薬剤師						
5 級	1 副薬局長及び副技師長の職務	2	8.0%	薬局長						
	2 経験を必要とする業務を行う係長及び室長の職務			室長	2					
6 級	薬局長及び技師長の職務	1	4.0%	薬局長	0	1	4.0%	－		
				技師長	1					
	合計	25	100.0%							

医療職給料表（三）

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	准看護師の職務	0	0. 0%	准看護師	0	66	95. 7%	－
2 級	1 保健師、助産師及び看護師の職務	35	50. 7%	保健師	2			
	2 経験を必要とする業務を行う准看護師の職務			看護師	31			
3 級	1 副看護師長の職務	25	36. 2%	准看護師	2			
				副看護師長	8			
	2 主任の職務			主任看護師	17			
4 級	1 看護師長の職務	6	8. 7%	主任保健師	0			
	2 経験を必要とする業務を行う副看護師長の職務			看護師長	3			
	3 主査の職務			副看護師長	0			
5 級	1 副看護部長の職務	2	2. 9%	主査看護師	3	3	4. 3%	－
	2 経験を必要とする業務を行う看護師長の職務			副看護部長	2			
6 級	看護部長の職務	1	1. 4%	看護師長	0			
	合計	69	100. 0%	看護部長	1			

一般行政職(税務・保健師等・保育士等を除く)（令和6年度）

平均給料額	平均年齢	平均経験年数
316,100円	44.7 歳	18.2 年

技能労務職

1 級	2 級	3 級	計	平均給料額	平均			平均経験年数
—	—	—	0人	—	—			—

Ⅲ 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額
町 長	679,000円
副 町 長	561,000円
教 育 長	519,000円
議 長	269,000円
副 議 長	196,000円
委 員 長	183,000円
議 員	174,000円

Ⅳ 職員の初任給の状況

一 般 行 政 職	大 学 卒	220,000 円	臨床検査技師	大 学 卒	227,400 円
	短 大 卒	204,400 円		短 大 3 卒	220,500 円
	高 校 卒	188,000 円	そ の 他	短 大 2 卒	208,300 円
医 師	新 大 6 卒	513,200 円	保 健 師 助 産 師 看 護 師	大 学 卒	258,500 円
薬剤師・獣医師	大 学 卒	227,400 円		短 大 3 卒	253,100 円
管 理 栄 養 士 栄 養 士	大 学 卒	227,400 円		短 大 2 卒	249,400 円
衛 生 検 査 技 師	短 大 2 卒	208,300 円	准看護師	准看護師養成所卒	214,800 円
診 療 X 線 技 師	短 大 2 卒	208,300 円			
診療放射線技師	大 学 卒	227,400 円			
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	短 大 3 卒	220,500 円			

Ⅴ 職員手当の状況

区分	飯綱町（一般の職員）		国（一般の職員）	
期別	期末	勤勉	期末	勤勉
6月期	1.250 月	1.050 月	1.250 月	1.050 月
1 2 月期	1.250 月	1.050 月	1.250 月	1.050 月
計	2.500 月	2.100 月	2.500 月	2.100 月
加算措置	職務の級による加算有		職務の級による加算有	

Ⅵ 退職手当の状況

区分	飯綱町		国	
支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
最高限度額	47.709 月	47.709 月	47.709 月	47.709 月
勤続2 5 年	28.0395 月	33.27075 月	28.0395 月	33.27075 月
勤続3 5 年	39.7575 月	47.709 月	39.7575 月	47.709 月

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

I 勤務時間（標準的なもの）

1週間の所定労働時間 38時間45分

勤務時間 8：30～17：15

内）休憩時間 12：00～13：00

Ⅱ 休暇の状況

年次休暇			育児休業			介護休暇	
総付与日数	総取得日数	平均取得日数	新規取得	前年度から継続	内）男性取得	新規取得	前年度から継続
2,879日	961日	12.2日	6 人	15 人	3 人	0 人	0 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

I 分限

区 分	降 任	免 職	休職	降 給
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障による長期休業	0 人	0 人	6 人	0 人
職に必要な適正を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人

Ⅱ 懲戒

区 分	戒 告	減 給	停職	免 職
法令等に違反	0 人	1 人	0 人	0 人
職務上義務違反など	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者に相応しくない非行	0 人	1 人	1 人	0 人

5 職員の服務の状況

内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねるもの	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの（各種統計調査員報酬など）	4件

6 職員の研修及び勤務成績の状況

I 職員の研修の状況

区 分	研修内容	研修数
一般研修	・新規採用、中堅研修 ・係長研修 ・コンプライアンス研修 ・人事評価研修 ・情報セキュリティ研修 ・女性職員リーダー研修 など	36

Ⅱ 職員の人事評価の状況

評価の回数	年2回
評価の期間	4月～9月、10月～3月
評価の対象者	派遣職員・育休中職員を除く全職員

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

I 健康診断の実施状況（一般行政職）

健康診断受診者数	人間ドック受診者数	受診率
75 名	69 名	96.64%

Ⅱ 職員互助会の設置及び活動状況

【1】長野県市町村職員互助会設置の趣旨
市町村職員の厚生福利施策を充実し、かつ、効率的に推進する県的団体として、市町村から委託を受けた事業の効率的な運営管理にあたり市町村職員の厚生制度の充実を図り、もって公務能率の一層の向上と住民福祉の増進に資する。

【2】掛金負担金の状況

① 長野県市町村職員互助会

掛金	町負担金
給料月額×2.8／1,000	給料月額×2.3／1,000

② 1人当たりの公費負担額

負担額
8,878 円

③ 自治労セット共済

掛金
300円／月

※新規加入の場合、最初の月に出資金として掛金として100円出資する。
掛金のみ。町による負担金なし。

Ⅲ 公務災害の認定状況

区分	認定件数	認定の主な内容
公務災害	2 件	骨折、針刺し
通勤災害	0 件	

8 公平委員会の報告事項

内 容	許可件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件